

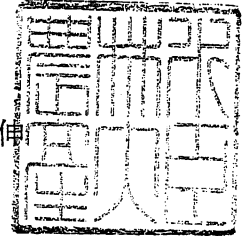
16 消安第 7176 号

平成 16 年 12 月 13 日

農林物資規格調査会

会長 沖谷 明紘 殿

農林水産大臣 島村 宜伸



日本農林規格の見直し等について（諮問）

下記の日本農林規格の見直し及び品質表示基準の改正を行う必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 9 条の 2 及び第 19 条の 8 第 5 項の規定に基づき、貴調査会の意見を求める。

記

- 1 炭酸飲料の日本農林規格（昭和 49 年 6 月 27 日農林省告示第 567 号）
- 2 果実飲料の日本農林規格（平成 10 年 7 月 22 日農林水産省告示第 1075 号）
- 3 にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの日本農林規格（平成 8 年 3 月 28 日農林水産省告示第 388 号）
- ④ にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準（平成 12 年 12 月 19 日農林水産省告示第 1634 号）
- 5 炭酸飲料品質表示基準（平成 12 年 12 月 19 日農林水産省告示第 1682 号）
- 6 果実飲料品質表示基準（平成 12 年 12 月 19 日農林水産省告示第 1683 号）
- 7 農産物漬物品質表示基準（平成 12 年 12 月 28 日農林水産省告示第 1747 号）

にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準
の改正について（案）

平成17年8月26日

農 林 水 産 省

1 改正の趣旨

にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの日本農林規格（平成8年3月28日農林水産省告示第388号）の見直しに伴い、にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1634号）について所要の改正を行う。

2 改正の内容

にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準について、使用した果実や野菜が1種類の場合、果実（果実の種類）、野菜（野菜の種類）と表示せずに、単に使用した果実や野菜を表示すること等の改正を行う。

改 正 案		現 行	
にんにんジュース及びにんにんミックスジュース品質表示基準 (趣旨) 第1条 [略] (定義) 第2条 [略]		にんにんジュース及びにんにんミックスジュース品質表示基準 (趣旨) 第1条 にんにんジュース及びにんにんミックスジュース（容器に入れ、又は包装されたものに限る。）の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。 (定義) 第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	
用 語	定 義	用 語	定 義
にんにんジュース	次に掲げるものをいう。 1 [略] 2 にんにんの搾汁にかんきつ類、うめ若しくはあんずを破碎して搾汁し、若しくは裏ごしし、皮等を除去したもの若しくはこれを濃縮したもの希釈して搾汁の状態に戻したもの（以下「かんきつ類等の搾汁」という。）又はかんきつ類、うめ若しくはあんずを破碎して搾汁し、若しくは裏ごしし、皮等を除去したものを濃縮したもの（以下「濃縮かんきつ類等」という。）を加えたもの又はこれに食塩、はちみつ、砂糖類若しくは香辛料（以下「調味料」という。）を加えたものであって、かんきつ類等の搾汁、濃縮かんきつ類等及び調味料の原材料に占める重量の割合が3%未満のもの	にんにんジュース	次に掲げるものをいう。 1 にんにんを破碎して搾汁し、若しくは裏ごしし、皮等を除去したもの又はこれを濃縮したもの（以下「濃縮にんにん」という。）を希釈して搾汁の状態に戻したもの（以下「にんにんの搾汁」という。） 2 にんにんの搾汁にかんきつ類、うめ若しくはあんずを破碎して搾汁し、若しくは裏ごしし、皮等を除去したもの若しくはこれを濃縮したもの希釈して搾汁の状態に戻したもの（以下「かんきつ類等の搾汁」という。）又はかんきつ類、うめ若しくはあんずを破碎して搾汁し、若しくは裏ごしし、皮等を除去したものを濃縮したもの（以下「濃縮かんきつ類等」という。）を加えたもの又はこれに食塩、はちみつ、糖類若しくは香辛料（以下「調味料」という。）を加えたものであって、かんきつ類等の搾汁、濃縮かんきつ類等及び調味料の原材料に占める重量の割合が3%未満のもの
にんにんミックスジュース	[略]	にんにんミックスジュース	次に掲げるものをいう。 1 にんにんの搾汁にかんきつ類、うめ及びあんず以外の果実を破碎して搾汁し、若しくは裏ごしし、皮等を除去したもの若しくはこれを濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したもの（以下「果実の搾汁」という。）又はにんにん以外の野菜を破碎して搾汁し、若しくは裏ごしし、皮等を除去したもの若しくはこれを濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したもの（以下「野菜の搾汁」という。）を加えたものであって、果実の搾汁及び野菜の搾汁の原材料に占める重量の割合がにんにんの搾汁又は調味料に占める重量の割合を下回るもの 2 1にかんきつ類等の搾汁又は調味料を加えたものであって、果実の搾汁、野菜の搾汁、かんきつ類等の搾汁及び調味料の原材料に占める重量の割合がにんにんの搾汁の原材料に占める重量の割合を下回るもの（調味料を加えたものにあっては、調味料の原材料に占める重量の割合が3%未満のものに限る。） 3 にんにんの搾汁にかんきつ類等の搾汁又は調味料を加えたものであって、かんきつ類等の搾汁及び調味料の原材料に占める重量の割合が3%以上であり、かつ、にんにんの搾汁の原材料に占める重量の割合を下回るもの（調味料を加

し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖糖液糖を併用する場合は砂糖又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合には、「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

(2) にんじん、果実、野菜、砂糖類及び食品添加物以外の原材料にあつては、「食塩」、「はちみつ」、「こしょう」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、こしょうその他の香料にあつては、「香辛料」と記載することができる。

イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。

(表示禁止事項)

第4条 [略]

混合ぶどう糖糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖糖液糖を併用する場合は砂糖又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合には、「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

(2) にんじん、果実、野菜、砂糖類及び食品添加物以外の原材料にあつては、「食塩」、「はちみつ」、「こしょう」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、こしょうその他の香料にあつては、「香辛料」と記載することができる。

イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第5条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。

(表示禁止事項)

第4条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

- (1) 生、フレッシュその他新鮮であることを示す用語
- (2) 天然又は自然の用語

農林物資規格調査会部会議事次第

日時：平成16年12月21日(火)

14時～

場所：農林水産省第二特別会議室

1 開会

2 表示・規格課長挨拶

3 議題

(1) 日本農林規格の見直し(改正)について

- ア 地鶏肉の日本農林規格
- イ 果実飲料の日本農林規格
- ウ 炭酸飲料の日本農林規格
- エ にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの日本農林規格
- オ 農産物漬物の日本農林規格

(2) 品質表示基準の改正について

- ア 果実飲料品質表示基準
- イ 炭酸飲料品質表示基準
- ウ にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準
- エ 農産物漬物品質表示基準

(3) その他

4 閉会

配付資料

- 1 農林物資規格調査会部会委員名簿
- 2 地鶏肉の日本農林規格の見直しについて(案)
- 3 果実飲料の日本農林規格の見直しについて(案)
- 4 果実飲料品質表示基準の改正について(案)
- 5 炭酸飲料の日本農林規格の見直しについて(案)
- 6 炭酸飲料品質表示基準の改正について(案)
- 7 にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの日本農林規格の見直しについて(案)
- 8 にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準の改正について(案)
- 9 農産物漬物の日本農林規格の見直しについて(案)
- 10 農産物漬物品質表示基準の改正について(案)
- 11 JAS規格の制定・見直しの基準

農林物資規格調査会部会委員名簿

氏 名	役 職
○伊藤 潤子	日本生活協同組合連合会理事
○岩崎 充利	(財) 食品産業センター理事長
○小野 正	全国農業協同組合連合会大消費地販売推進部長
○加藤 信子	関西生活者連合会理事
○斉藤 俊子	主婦 (食品表示ウォッチャー)
○塩越 康晴	全国消費者協会連合会食品安全対策委員長
○谷口 肇	中部大学応用生物学部教授
○寺内 正光	(社) 日本食肉市場卸売協会会長
○並木 利昭	日本スーパーマーケット協会事務局長
○畑江 敬子	お茶の水女子大学大学院人間文化研究科教授
栗生 美世	(社) 栄養改善普及会リーダー
石倉 悠吉	(社) 日本フードサービス協会理事
江上 徹	(社) 全国清涼飲料工業会技術部長
熊代 聖子	全国生活学校連絡協議会事務局長
倉石 要一	全日本漬物協同組合連合会 J A S 規格改正検討委員会専門委員
小早川 好弘	(社) 全国トマト工業会技術委員会委員長
小林 隆男	(社) 日本果汁協会技術委員長
谷 敬子	(社) 全国消費生活相談員協会
徳永 瑛子	日本主婦連合会副会長
堀江 雅子	(財) ベターホーム協会常務理事
森 英雄	(社) 日本食鳥協会副会長
森田 満樹	食品科学広報センター主任研究員 (食品表示ウォッチャー)
山根 香織	主婦連合会常任委員

○印：農林物資規格調査会委員

(パブリックコメント募集結果等)

規制の設定又は改廃に係る意見提出手続きによる寄せられた意見・情報
(にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準)

1 改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：H17.1.7～2.6）

受付件数：なし

2 WTO通報による各国のコメント（募集期間：H17.6.23～8.25）

受付件数：なし